

表彰規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第 2 版 2017 年 9 月 27 日

<文管 2-24>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）がビリヤード競技の普及・発展及び業界全般の発展に寄与した個人または団体にその功績を顕彰し、その労苦に報いるとともに、ビリヤード競技の更なる普及・発展に寄与せしめるため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

- 第2条. 本協会が行なう表彰は、次の種類とする。
- (1) 栄誉表彰
 - (2) 功労者表彰
 - (3) 特別表彰
 - (4) 賛助会員等表彰（特別賛助会員を含む）

(被表彰者の推薦基準)

- 第3条. 被表彰者の推薦は下記の各号の1つに該当するほか、功労者表彰にあつては本条(4)に該当する者とする。
- (1) 長年にわたり本協会または本協会加盟団体の運営または普及に功績のあった者。
 - (2) 長年にわたり本協会または本協会加盟団体の一員として自己の研鑽に励むとともに、その属する地域のビリヤード振興に功績のあった者または団体。
 - (3) 前各号のほか、本協会の事業に顕著な功績のあった者または団体。
 - (4) 功労者表彰における被表彰候補者は、本協会の会員でありビリヤード競技または本業界者としての活動年数が前年度末までに20年以上の者で、年齢が表彰日現在で満65歳以上の者。
 - (5) 本協会の役職員として協会の発展に貢献した者。
 - (6) 一定額以上の賛助会費を納入し、本協会の発展に貢献した者または団体。
 - (7) 社会的に高い評価を受ける行為を行い、ビリヤード界の名誉を顕著に高めた者または団体。
 - (8) ビリヤードを通じて友好国との国際交流等に努め、その功績が顕著な者または団体。

(表彰者の推薦)

- 第4条. 本協会理事並びに本協会加盟団体の代表者は、前条に該当すると認められる者があるときは、別に定める被表彰者の推薦状を作成し本協会理事長に提出する。
2. 理事長に提出する推薦状の期日は、原則毎年1月1日より3月31日の期

間とする。

3. 推薦状には推薦者の他2名以上の賛同者があるものが望ましい。

(被表彰者の決定)

- 第5条. 本協会理事長は、前条によって推薦された被表彰候補者について本協会理事会に諮り、被表彰者を決定する。

(表彰の実施)

- 第6条. 表彰は原則として毎年開催される年次総会において、本協会理事長が被表彰者に対し、表彰状または感謝状を贈って行なう。
2. 表彰は表彰状、感謝状の他、理事会で認められたときは金品を添えて表彰することができる。

(改廃)

- 第7条. 本規程の改廃は理事会の決議により行なう。

(その他)

- 第8条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

